代表取締役等住所非表示措置に必要な内容証明郵便について

新規会社設立の場合は、本店の住所、本店移転の場合は新本店住所宛に自分（誰でも可）で差し出します。（自作自演）

本店住所・商号が完全に一致する必要があります。

書留・特定記録
郵便物等受領証

ご依頼主の住所氏名

103-12-95155

[redacted]

1　お届け先のお名前

223-00[redacted]
横浜市港北区[redacted]7号
株式会社[redacted]　JAPAN 御中

お問い合わせ番号
10312951552
摘要
一般書留
配達証明
申出損害要償額
¥100,000

備考

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2025年12月17日　13:44
受領No. 251217A1209　端N54箱03
連絡先：池袋郵便局
TEL:0570-943-922

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
【配達状況照会】
フリーコール：0120-232886
http://www.post.japanpost.jp

配達証明郵便を差出たときに郵便局で発行される受領書

契 7.12.18 18-24 印

郵便物等配達証明書

受取人の氏名	株式会社[redacted] JAPAN 様
お問い合わせ番号	103-12-95155-2 号

上記の郵便物等は2025年12月18日に配達しましたので、これを証明します。

日本郵便株式会社
綱島郵便局

付 日 印 綱島 7.12.18 18-24

ユ07370（2025・SYE）

配達が完了すると郵便局から差出人に送られてくるハガキ

書留・特定記録郵便物等受領書、郵便物等配達証明書（ハガキ）2種類の原本提出が必要となります。